

# 岩見沢市業務継続計画

令和8年4月



## 目次

第1章 総則 .....	1 ページ
第2章 想定災害.....	3 ページ
第3章 市長及び部長不在時の代行.....	6 ページ
第4章 非常配備体制と職員の参集.....	7 ページ
第5章 災害に対する拠点施設の現状と庁舎の代替.....	12 ページ
第6章 物資等の確保と従事する職員のための環境整備.....	15 ページ
第7章 通信手段の確保と重要な行政データのバックアップ.....	17 ページ
第8章 災害発生時における職員の非常時優先業務の選定.....	19 ページ
第9章 計画の実効性の確保.....	49 ページ

### 業務継続計画 (Business Continuity Plan) とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

※出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き 平成 28 年 2 月 内閣府（防災担当）

# 第1章 総則

## (1) 計画の目的

大規模災害が発生した際、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う一方、災害時であっても優先度が高く継続して実施が必要な通常業務に対応する必要がある。

大規模災害時は、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受けることから、利用できる限られた資源の状況下において、行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に優先すべき業務の特定を行い、行政機能の低下期間を最小限とし、行政の機能不全を防ぎ、市民の生命、生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応を図るため、岩見沢市業務継続計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

## (2) 業務継続計画の効果

### ①業務立ち上げ時間の短縮

非常時に実施すべき業務の時系列ごとの整理、指揮命令系統の明確化により、業務立ち上げ時間の短縮を図る。

### ②発災直後の業務環境の確保

被災により庁舎の利用が困難となった場合の対応を把握するとともに、非常用燃料・通信手段等の確保など、平常時から災害対応業務を行うための必要な業務環境の整備を図る。

### ③必要なマンパワーの確保のための事前準備

時系列ごとの災害対応業務と、災害時にも継続又は早期再開すべき優先的通常業務を整理するとともに、人数の限られた参集職員による業務遂行の可否を想定し、他部署への応援要請及び応援職員による業務遂行のためのマニュアルの整備を事前に行うことで、膨大な災害対応業務のためのマンパワーの確保を図る。

## (3) 地域防災計画・強靱化計画と業務継続計画の関係

「岩見沢市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、岩見沢市防災会議が策定する法定計画で、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、道及び公共機関、関係機関並びに市民が、災害の予防、応急対策及び復旧に関して実施すべき事務や業務について定めた総合的な計画である。

また、「岩見沢市強靱化計画」は、自然災害を対象とした対策を平時の備えを中心に、まちづくりの視点を合わせて、ハード・ソフト両面から包括的に定めた計画である。

一方、本計画は、庁舎や職員自身が災害により被災したことを前提とし、行政機能が低下し、利用できる資源（職員、庁舎、資機材等）に制約がある状況下において、「岩見沢市地域防災計画」で定めた市が行うべき業務継続の実効性を担保するとともに、「岩見沢市強靱化計画」で定めた行政の業務継続体制を整備することを目的としている。さらに、本計画では、必要な資源の確保や資源の配分等についての対策を検討し、市の緊急時の対応力を高める組織マネジメントの改善についても重点を置いている。

#### (4) 業務継続計画の基本方針

市民及び市の社会経済活動に大きな被害を及ぼす恐れのある災害に対し、市がその機能を維持するため、次の方針に基づいて非常時優先業務を選定し、資源の配分等を行う。

- ①災害発生時には、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。
- ②業務継続優先度については、市民生活の維持に係る重要度をもって判断する。
- ③業務継続優先度の高い業務以外の通常業務については一時的に休止又は縮小し、必要な人員及び資機材を確保して、非常時優先業務の継続実施を図る。
- ④休止又は縮小した通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

#### (5) 非常時優先業務と災害対応業務及び優先的通常業務の関係

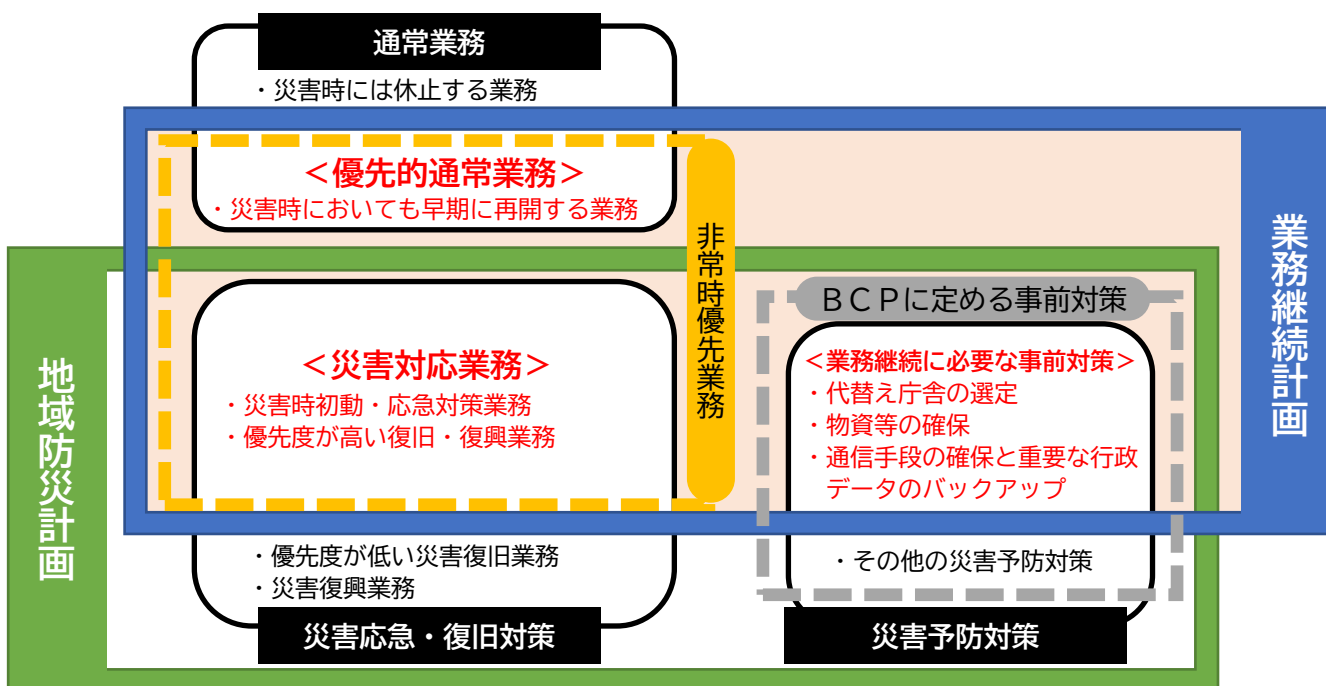
災害時には、緊急性の高い災害対応業務が大量に加わり、通常時以上の業務処理能力が求められる一方で、負傷等による人員の不足や物資の不足、通信インフラの障害等により、業務の処理能力が急激に低下することが想定される。

このため、業務量と人員・物資などの資源の間のバランスが取れなくなり、業務処理に多大な時間を要することが想定される。

そのため、災害時にあっても優先して実施すべき業務を事前に特定しておくことで、初動対応時から活用可能な人員や物資をできるだけ効果的に配置し、優先度の高い業務から順次処理することが可能となり、効率的な災害応急復旧対策が進められることが期待できる。

これら優先して実施すべき業務のことを「非常時優先業務」と呼び、そのうち災害時の初動・応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務が「災害対応業務」であり、災害時においても早期に再開すべき業務が「優先的通常業務」となる。

<図 業務継続計画及び地域防災計画における非常時優先業務と災害対応業務、優先的通常業務の関係>



## 第2章 想定災害

### (1) 地震

北海道の地震被害想定（平成30年）における「石狩低地東縁断層帯主部（北）」を震源とした地震の被害想定を想定災害とする。

震源	石狩低地東縁断層帯主部（北）
震源の深さ	断層上端 3km
震度	震度 6 強
季節	冬（積雪期）

#### ①人的被害

被害想定	項目		被害数
人的被害	揺れによる人的被害	死者	34 人
		重傷者	66 人
		軽傷者	803 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	死者	1 人未満
		重傷者	1 人未満
		軽傷者	2 人
	火災被害による人的被害	死者	5 人
		重傷者	3 人
		軽傷者	8 人
	避難者数	避難所生活者	14,965 人
		避難所外避難者	8,058 人
		避難者計	23,024 人

#### ②建物被害

被害想定	項目		被害数
建物被害	揺れによる建物被害	全壊棟数	1,541 棟
		半壊棟数	3,546 棟
	液状化による建物被害	全壊棟数	10 棟
		半壊棟数	18 棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	2 棟
		半壊棟数	5 棟
建物被害計	全壊棟数	1,553 棟	
	半壊棟数	3,568 棟	
火災被害	全出火件数	65 件	
	炎上出火件数	31 件	
	焼失棟数	171 棟	

### ③ライフライン等の被害

被害想定	項目		被害数
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所	1,088 箇所
		断水世帯(直後)	31,578 世帯
		断水人口(直後)	74,899 人
		断水世帯数(1日後)	23,584 世帯
		断水人口(1日後)	55,939 人
		断水世帯数(2日後)	23,277 世帯
		断水人口(2日後)	55,210 人
		復旧日数(人員1/2)	38 日
		復旧日数(人員1/4)	76 日
	下水道の被害	被害延長	42.0km
		機能支障世帯	2,919 世帯
		機能支障人口	6,923 人
		復旧日数(人員1/2)	4 日
		復旧日数(人員1/4)	7 日
交通施設被害	主要な道路の被害		28 箇所
	その他の道路の被害		221 箇所
	橋長 15m 以上の橋梁の被害	不通箇所	8 箇所
		通行支障箇所	11 箇所
	橋長 15m 未満の橋梁の被害	不通箇所	10 箇所
		通行支障箇所	15 箇所

### ④避難所の開設

本想定災害による避難者を収容するため、次のとおり避難所の開設を想定する。

3 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要避難所 10 か所 (主要避難所 20 か所のうち、被害の大きい地域を優先的に開設)</li> <li>・感染症対応専用避難所 2 か所</li> </ul>
1 日目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要避難所 15 か所 [収容可能人数：10,620 人]            (第一小学校、東小学校、東光中学校、岩見沢小学校、中央小学校、南小学校、光陵中学校、美園小学校、日の出小学校、志文小学校、幌向総合コミュニティセンター、上幌向中学校、北村中学校、栗沢市民センター、美流渡コミュニティセンター)</li> <li>・福祉避難所 1 か所</li> <li>・感染症対応専用避難所 2 か所</li> </ul>
3 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要避難所 20 か所 [収容可能人数：13,350 人]            (追加施設：総合体育館、幌向小学校、メープル小学校、北村小学校、栗沢 B&amp;G 海洋センター)</li> <li>・その他の避難所 4 か所 [収容可能人数：2,930 人]【合計 16,280 人】            (市民会館・文化センター、豊中学校、清園中学校、万字地区集会所)</li> <li>・福祉避難所 2 か所</li> <li>・感染症対応専用避難所 2 か所</li> </ul>

## (2) 水害

市内を横断して流れる幾春別川・利根別川・幌向川の浸水想定区域内の人口及び世帯は次のとおりである。このうち、近年における河川水位の上昇傾向・実績を踏まえ、幌向川の氾濫を想定災害とする。

河川名	浸水想定区域内の居住人口	浸水想定区域内の居住世帯
幾春別川	34,343 人	18,920 世帯
利根別川	12,350 人	7,067 世帯
幌向川	25,966 人	14,123 世帯

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

本想定災害による避難者として、居住人口の 20% (5,200 人) を見込み、次のとおり避難所の開設を想定する。

1 日目以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域 (幌向川) の避難所 最大 17 箇所 [収容可能人数: 7,850 人]            (第一小学校、総合体育館、中央小学校、美園小学校、志文小学校、清園中学校、幌向小学校、豊中学校、上幌向中学校、メープル小学校、毛陽交流センター、栗沢市民センター、必成地区集会所、岐阜地区集会所、由良地区集会所、上幌地区集会所、美流渡コミュニティセンター)</li> <li>※浸水想定区域内の避難所のうち、次の 5 施設については 2 階以上への避難ができないことから開設しない。            幌向総合コミュニティセンター、朝日コミュニティ交流センター、幌達布地区自治会館、砂浜地区自治会館、西地区集会所</li> <li>・ その他の避難所 3 箇所 [収容可能人数: 2,190 人] 【合計 10,040 人】            上記※の避難所の代替として、次の 3 施設を避難所として開設する。            (光陵中学校、北村中学校、栗沢 B&amp;G 海洋センター)</li> <li>・ 福祉避難所 2 箇所</li> <li>・ 感染症対応専用避難所 2 箇所</li> </ul>
--------	--

### 第3章 市長及び部長不在時の代行

#### (1) 市長不在時の代行順位

総指揮の権限者は災害対策本部長（市長）とするが、不在の場合、本計画に沿って非常時優先業務を適切に行うための指揮命令系統は、次による順序とする。

第1順位	第2順位
副市長	総務部長

#### (2) 部長不在時の代行

各部における非常時優先業務を遂行するための、指揮命令については部長が担うこととする。ただし部長不在時には、次長が配属されている部については次長が、その他の部については主管課長が担うこととする。

## 第4章 非常配備体制と職員の参集

### (1) 職員の参集基準

職員の参集基準は、次のとおりとする。

#### (A) 地震

震度	種別	参集範囲
市内で震度3以下を観測したとき		(必要に応じて情報収集及び共有) 防災対策室、農業基盤整備課、北村産業振興課、栗沢産業振興課、土木課、水道課、下水道課
市内で震度4を観測したとき	第1非常配備 (準備体制)	各部主管課長 総務部(防災対策室、総務課、秘書課、職員課、契約検査管理課) 企画財政部(情報システム課、情報政策課) 健康福祉部(福祉課) 農政部(農業基盤整備課、北村産業振興課、栗沢産業振興課) 建設部(建設管理課、土木課) 水道部(水道課、下水道課)
市内で震度5弱を観測したとき	第2非常配備 (警戒体制)	全職員 ★災害対策本部開設
市内で震度5強以上を観測したとき	第3非常配備 (出動体制)	

※地震においては、職員災害情報メールを受信できない場合も、本基準に基づき参集すること。

#### (B) 水害

警戒レベル	防災気象警報	河川水位	種別	区分	避難情報等	参集範囲等
1	早期注意情報(警報級の可能性)が中又は高		第1非常配備			(必要に応じて情報収集及び共有) 防災対策室、農業基盤整備課、土木課、下水道課
2	大雨注意報 洪水注意報 大雨警報(浸水害)	水防団待機水位		A		総務部(防災対策室) 農政部(農業基盤整備課、北村産業振興課、栗沢産業振興課) 建設部(建設管理課、土木課) 水道部(下水道課) ※防災対策室から都度、市長・副市長へ状況報告
		水防団待機水位 ※水位の更なる上昇が見込まれるとき		B		各部主管課長
		氾濫注意水位		C	自主避難に伴う 避難所開設準備	総務部(総務課、秘書課、職員課、契約検査管理課) 企画財政部(情報システム課) 健康福祉部(福祉課)
		氾濫注意水位 ※水位の更なる上昇が見込まれるとき		D	自主避難開始 避難所開設準備	■災害対策連絡会議 構成員：市長、副市長、総務部長、防災対策室長  各部部長 健康福祉部 企画財政部 市民環境部(市民サービス課、保険年金課) 農業委員会事務局・監査委員事務局・会計室
	氾濫注意水位 ※「避難判断水位」に達する見込みのとき	E	避難所開設	市民環境部 教育委員会		
3	大雨警報(土砂) 洪水警報	避難判断水位	第2非常配備		高齢者等避難	★災害対策本部開設 全職員
4	土砂災害警戒情報	氾濫危険水位	第3非常配備		避難指示	
5	大雨特別警報(土砂・浸水)	氾濫発生			緊急安全確保	

※水害においては、本基準を目安として、職員災害情報メール及び所属長からの指示に基づき参集すること。

## (2) 参集に係る職員の責務

- ①職員は、夜間や休日等の勤務時間外に災害が発生した場合、(1)に基づき、参集すること。
- ②大地震が発生した場合は、まずは自分自身及び家族の安全確保を図ること。また、近所の人たちの安全確保、負傷した人の応急措置を取りつつ、参集すること。
- ③所属長はあらかじめ職員の安否確認の方法について確認しておくこと。また、各職員は家族の安否確認の方法について確認しておくこと。
- ④参集の可否に関わらず、職員は、自分及び家族の安否の状況について所属長に報告すること。

## (3) 職員の参集人数の予測

夜間や休日等の勤務時間外に災害が発生した場合の職員の参集について、次のとおり予測する。  
なお、会計年度職員については、原則、優先的通常業務の人員不足を補うために、所属長の指示に基づき参集する。

### (A) 地震

本計画における想定災害である震度6強の地震発生時の参集については、阪神淡路大震災発生時における神戸市職員の参集状況を参考とし、次のとおり予測する。

	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
職員の参集率	33%	40%	70%	95%

参集予測の算出内容	
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・参集先は市役所本庁舎とする。</li><li>・1日以内に参集する職員(40%)のうち、5km内に居住する職員は3時間以内に登庁可能とする。</li></ul> <p>※家族の安否確認、家屋の損傷確認、近隣への声掛け等のため、発災から30分後に自宅を出発し、徒歩(時速2km)で登庁。</p>
1日以内	阪神淡路大震災発生時における神戸市職員の参集状況(18時間後に職員の41%が参集)を参考に算出
3日以内	阪神淡路大震災発生時における神戸市職員の参集状況(66時間後に職員の70%が参集)を参考に算出
2週間以内	原則、全員の参集が可能とするが、次の職員については参集が困難であるものとして算定し、その割合は5%を見込む。 <ul style="list-style-type: none"><li>・死傷者</li><li>・体調不良者</li><li>・家族の世話に従事が必要な職員</li></ul>

地震の想定災害における部別の参集職員の予測（部長・次長を除く）

部	所属 人数	地震発生から参集までの時間と参集人数			
		3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内
総務部	43	14	17	30	42
企画財政部（会計・監査・農委含む）	83	28	32	58	81
健康福祉部	103	34	41	74	97
市民環境部	63	21	24	43	60
農政部	27	10	11	19	26
経済部	13	5	5	10	13
建設部	40	13	16	27	38
水道部	23	8	9	17	22
教育委員会（緑陵高等学校を含む）	49	18	29	36	47
市立総合病院事務部（市立栗沢病院を含む）	42	14	16	30	40
議会事務局	6	2	2	4	6
合計	493	167	192	348	472

（令和8年4月13日現在）

（B）水害

水害に関する参集については、災害発生前の第2非常配備の段階で全職員が参集対象となっていることから、原則、全職員が事前に参集することとする。

ただし、体調不良や家族の世話に従事が必要など、参集困難な職員を全体の5%と想定する。

（4）本部室及び避難所運営等に必要な人員の算定

災害対策本部室（以下「本部室」という。）には、地域防災計画に基づき、総務部（統括部）及び各部連絡調整員、本部室協力員が配備され、災害対応における全体の指揮をとることとなる。また、被災者が避難する避難所の運営については、健康福祉部（救助部）を中心として職員を派遣することとする。通常の本部室の体制、時系列ごとの本部室及び避難所運営等に必要な人員の考え方、本部室及び避難所の運営等に必要な概ねの人数は、別表1～3のとおりとする。

（別表1）通常の本部室の体制（最大）

班名	総務部職員	本部室協力員	計
統括班（防災対策室）	6	2	8
総務・情報班（総務課）	4	4	8
対策班（職員課）	4	4	8
広報班（秘書課、契約検査管理課）	3	2	5
小計	17	12	29
各部連絡調整員			11
合計			40

(別表2) 時系列ごとの本部室及び避難所運営等に必要な人員の考え方

災害種別	時系列	本部室及び避難所運営等に必要な人員体制の考え方	人員
地震	3時間以内	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の約70%の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、通常の連絡調整業務に加えて、統括部の業務を補佐する。	20名 11名
		【避難所運営】 ①被害の大きい地域の主要避難所(10か所)を開設するための、避難所運営班(4名)×10班を編成。 ②必要に応じて、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×2班を編成。	40名 8名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×2班を編成。	4名
	1日以内	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の約70%の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、通常の連絡調整業務に加えて、統括部の業務を補佐する。	21名 11名
		【避難所運営】 ①主要避難所15か所を開設するための、避難所運営班(4名)×15班を編成する。 ②必要に応じて、福祉避難所1か所、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×3班を編成。	60名 12名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×2班を編成。 ②必要に応じて、避難所を巡回し、福祉避難所への移送判断や健康相談業務を行う保健師(2名)×1班を編成。	4名 2名
	3日以内	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、通常の連絡調整業務に加えて、統括部の業務を補佐する。	29名 11名
		【避難所運営】 ①主要避難所20か所及びその他の避難所4か所を開設するための、避難所運営班(4名)×24班を編成。 ②必要に応じて、福祉避難所2か所、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×4班を編成。	96名 16名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×3班を編成。 ②必要に応じて、避難所を巡回し、福祉避難所への移送判断や健康相談業務を行う保健師(2名)×3班を編成。	6名 6名
	2週間以内	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、通常の連絡調整業務を行う。	29名 11名
		【避難所運営】 ①主要避難所20か所及びその他の避難所4か所を開設するための、避難所運営班(2名)×24班を編成。 ※避難所運営については避難者・地域住民等に2名の協力を要請する。 ②必要に応じて、福祉避難所2か所、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×4班を編成。	48名 16名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×3班を編成。 ②必要に応じて、避難所を巡回し、福祉避難所への移送判断や健康相談業務を行う保健師(2名)×3班を編成。	6名 6名
水害	3日目まで	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、連絡調整業務に従事する。	29名 11名
		【避難所運営】 ①浸水想定区域の指定避難所17か所及びその他の避難所3か所を開設するための、避難所運営班(4名)×20班を編成。 ②必要に応じて、福祉避難所2か所、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×4班を編成。	80名 16名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×3班を編成。 ②必要に応じて、避難所を巡回し、福祉避難所への移送判断や健康相談業務を行う保健師(2名)×3班を編成。	6名 6名
	4日目以降	【本部室】 ①総務部職員、本部室協力員により通常(29名)の人員体制をとる。 ②連絡調整員1名を各部署は派遣し、連絡調整業務に従事する。	29名 11名
		【避難所運営】 ①浸水想定区域の指定避難所17か所及びその他の避難所3か所を開設するための、避難所運営班(4名)×20班を編成。※避難所運営については避難者・地域住民等に2名の協力を要請する。 ②必要に応じて、福祉避難所2か所、感染症対応専用避難所2か所を開設するための、避難所運営班(4名)×4班を編成。	40名 16名
		【運搬・巡回】 ①避難所に必要な物資を運搬する運搬班(2名)×3班を編成。 ②必要に応じて、避難所を巡回し、福祉避難所への移送判断や健康相談業務を行う保健師(2名)×3班を編成。	6名 6名

(別表3) 本部室及び避難所の運営等に必要な概ねの人数

※本部室：各部連絡員含む

部		地震発生からの時間と必要な人数				水害時に必要な人数	
		3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	3日以内	4日以降
総務部	本部室	9	10	18	18	18	18
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	9	10	18	18	18	18
企画財政部 ※会計・監査 農委含む	本部室	8	8	8	8	8	8
	避難所	12	18	34	15	27	12
	運搬・巡回	4	4	6	6	6	6
	小計	22	27	45	26	40	25
健康福祉部	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	22	31	47	30	44	29
	運搬・巡回	-	2	6	6	6	6
	小計	23	34	54	37	53	37
市民環境部	本部室	4	4	4	4	4	4
	避難所	10	13	20	13	18	14
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	14	17	24	17	23	18
農政部	本部室	3	3	3	3	3	3
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	3	3	3	3	3	3
経済部	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	1	1	1	1	1	1
建設部	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	1	1	1	1	1	1
水道部	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	1	1	1	1	1	1
教育委員会 ※緑陵高等学校含む	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	4	9	10	5	6	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	5	10	11	6	7	1
市立総合病院事務局 ※市立栗沢病院含む	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	-	-	-	-	-	-
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	1	1	1	1	1	1
議会事務局	本部室	1	1	1	1	1	1
	避難所	-	1	1	1	1	1
	運搬・巡回	-	-	-	-	-	-
	小計	1	2	2	2	2	2
合計	本部室	31	32	40	40	40	40
	避難所	48	72	112	64	96	56
	運搬・巡回	4	6	12	12	12	12
	計	83	110	164	116	148	108

(令和8年4月13日現在)

## 第5章 災害に対する拠点施設の現状と庁舎の代替

非常時優先業務を遂行するためには、本庁舎等の災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を保つ必要があり、万一、被災した場合においても迅速に機能を回復させる必要がある。

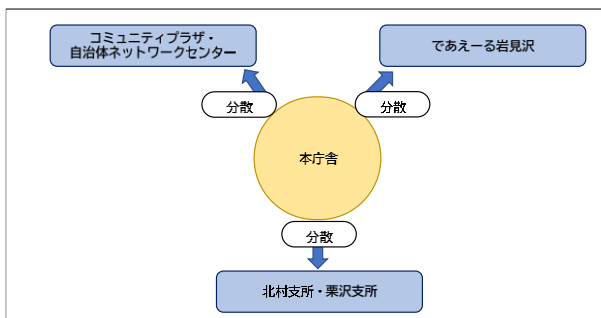
市役所本庁舎は令和4年1月に供用開始され、災害に対する備えとしては十分な環境が整備されているが、局地的な災害により本庁舎が被災し、稼働が困難な状態となった場合においては、被災状況に応じて次の拠点施設に機能を分散して災害対応を行う。

- ①コミュニティプラザ・自治体ネットワークセンター
- ②であえーる岩見沢
- ③北村支所
- ④栗沢支所

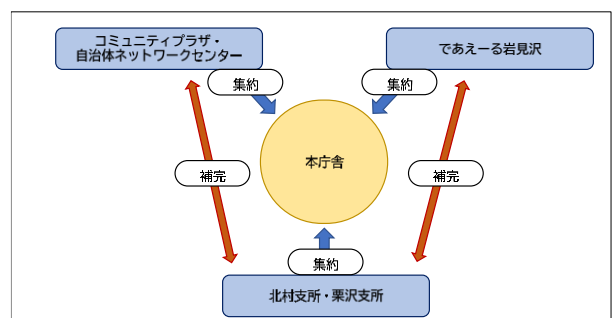
また、情報政策課の設置されている「自治体ネットワークセンター」、教育委員会等の設置されている「であえーる岩見沢」については、十分な非常用発電設備がないことから、被災や停電等により業務継続が困難となった場合は、必要に応じて市役所本庁舎への集約又は北村・栗沢支所にその一部機能を分散させることとする。

(図) 各施設被災時の代替施設の相関図

(A) 本庁舎被災時



(B) その他の拠点施設の被災時



## (1) 市役所本庁舎の稼働可能状況

電気	<p>【非常用発電】</p> <p>非常用発電設備 : ディーゼル発電機          発電容量 : 450kVA          発電出力 : 390kW          使用燃料 : 灯油          貯蔵タンク : 10,000ℓ          燃料消費量 : 98.6ℓ/時間 (390KW 負荷時)          連続運転可能時間 : 168 時間 (7 日間)          停電時の自動起動 : あり (定格の 60%の使用を想定)          電源供給先 : 非常用コンセント、照明、冷暖房、空調、給水ポンプ、電話交換機、サーバ、エレベーター (1 基: 来庁者用エレベーター)</p> <p>【太陽光発電】</p> <p>容量 : 11kW          ※通常時は商用電源と連系運転し、商用電源停電時に多目的スペースの専用コンセントに供給</p>
上下水道	<p>【上水道が損傷した場合】</p> <p>7 日間分の使用が可能          ・飲用水 (トイレ以外) 受水槽 (7.1 m<sup>3</sup>) から供給          ・雑用水 (トイレ) 雑用水槽 (53.1 m<sup>3</sup>) から供給</p> <p>【下水道が破損した場合】</p> <p>7 日間分の汚水及び雑排水を排水槽 (60.2 m<sup>3</sup>) に溜めることが可能</p>
電話	<p>ひかり電話回線 : 33 回線          アナログ電話回線 : 5 回線 (3 階執務スペース)          ※停電時においても非常用発電機の運転中は使用可能</p>
耐震	<p>建築基準法で求められる最低限の耐震強度の 1.5 倍の強度を確保。          震度 6 強の地震に対し、構造体の補修をすることなく建物の継続使用及び庁舎としての十分な機能保持が可能。</p>

## (2) コミュニティプラザ・自治体ネットワークセンターの稼働可能状況

電気	<p>&lt;コミュニティプラザ&gt;</p> <p>非常用発電設備 : ディーゼル発電機          発電容量 : 80kVA          発電出力 : 64kW          使用燃料 : 軽油          貯蔵タンク : 66ℓ          燃料消費量 : 11ℓ/時間 (64KW 負荷時)          連続運転可能時間 : 機器の定格上は約 6 時間まで運転可能          停電時の自動起動 : 停電時には自家発電が自動起動。          電源供給先 : 消防用設備 (スプリンクラー設備・屋内消火栓設備・排煙設備) 及び 1、2 階の非常用照明</p> <p>&lt;自治体ネットワークセンター&gt;</p> <p>非常用発電設備がないため、停電時電気供給不可</p>
上下水道	<p>&lt;両施設共通&gt;</p> <p>【上水道が損傷した場合】</p> <p>7 日間分の使用が可能 [飲用水 (雑用水共用) 受水槽 (72 m<sup>3</sup>) から供給]          配水管に損傷がない限り使用可能。但し、地下 2 階から汲み上げしているため停電時は使用不可。</p> <p>【下水道が破損した場合】</p> <p>コミュニティプラザ地下 1 階のみ、汚水及び雑排水を排水槽に溜めることが可能</p>
電話	<p>ひかり電話回線 : 2 回線 (COM・NWC 各代表回線 1 本) ※停電時は使用不可          アナログ電話回線 : 1 回線 (場所: コミュニティプラザ 1 階ロビー公衆電話)          ※停電時も使用可能</p>

### (3) であえーる岩見沢（第1ポルタビル）の稼働可能状況

電気	非常用発電設備 : ディーゼル発電機 発電容量 : 350kVA 発電出力 : 280kW 使用燃料 : A 重油 貯蔵タンク : 390ℓ 燃料消費量 : 83ℓ/時間 連続運転可能時間 : 機器の定格上は約3時間まで連続運転可能 停電時の自動起動 : 停電時には自家発電が自動起動 電源供給先 : スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、排煙設備、 非常用照明、客用エレベーター
上下水道	【上水道が損傷した場合】 受水槽 130 m <sup>3</sup> と高架水槽 30 m <sup>3</sup> の残量を使用可能（飲用水・雑用水共用） ※停電の場合は高架水槽のみ使用可能 【下水道が破損した場合】 2階以上については直接下水道の柵に接続し、1階以下は排水槽（溜めるまでの大きさは無い）経由でポンプアップして下水道の柵に接続しているため使用不可
電話	ひかり電話回線 : 1本 25回線（教育委員会、健康づくり推進課）※停電時は使用不可 ISDN回線 : 1本 2回線（中心市街地活性化推進係）※停電時は使用不可 アナログ電話回線 : 1本 1回線（1階エレベーターホール内公衆電話）※停電時は使用不可

### (4) 北村支所の稼働可能状況

電気	非常発電設備 : ディーゼル発電機 発電容量 : 80kVA 発電出力 : 64kW 使用燃料 : 軽油 貯蔵タンク : 990ℓ 燃料消費量 : 21.2ℓ/時間（64kW 負荷時） 連続運転可能時間 : 46 時間 停電時の自動起動 : あり 電源供給先 : 非常用コンセント及び非常用照明
上下水道	上水道は直圧送付のため、配水管に損傷がない限り使用可能。 下水道についても配管損傷がなく、上水道の供給が続く限り使用可能
電話	停電時にも非常発電設備が稼働している間は使用可能

### (5) 栗沢支所の稼働可能状況

電気	非常発電設備 : ディーゼル発電機 発電容量 : 47.5kVA 発電出力 : 38kW 使用燃料 : 軽油 貯蔵タンク : 195ℓ 燃料消費量 : 14ℓ/時間（38kW 負荷時） 連続運転可能時間 : 72 時間 停電時の自動起動 : あり 電源供給先 : 一部を除く照明及び非常用コンセント、事務室等の暖房、換気、5台の電話機
上下水道	上水道は直圧送付であり、配管損傷がない限り使用可能。また、トイレの洗浄水は地下ピット水槽（4.72t）からポンプアップしており、断水となっても、電源が確保され、配管に損傷がない限り、容量までは使用可能。下水道についても、配管損傷がなければ使用可能。
電話	蓄電池及び非常用発電機により使用可能 停電時にも使用可能な回線数は5本

## 第6章 物資等の確保と従事する職員のための環境整備

### (1) 救援物資等の保管・管理

大規模災害が発生した場合における国や北海道などからの救援物資等の保管・管理場所については、「岩見沢スポーツセンター」または「北ふれあいセンター」若しくは「南コミュニティセンター」を拠点施設として、救援物資の受入れ及び物資の管理を行う。

### (2) 燃料の確保

大規模地震災害の場合は、送電設備、変電設備、配電設備等が被害を受け、広範囲で停電が発生する可能性がある。

平成30年9月6日発生 of 北海道胆振東部地震においては、概ね2日間に渡り、道内全域で約295万戸が停電するブラックアウトが発生した。

停電時における業務継続については、拠点となる施設の非常用発電設備を運転させるための燃料確保に加えて、公用車の燃料を確保する必要がある。

また、冬期間においては、避難所の暖房機器の運転に必要な燃料を確保する必要がある。

燃料については、次の①～③の順位で確保を図ることとし、各担当においては、取引業者の緊急時の連絡体制を平常時より確認することとする。

- ①担当課が平常時の取引業者に対し、燃料の確保を要請する。
- ②防災対策室が、災害協定に基づき、岩見沢エネルギー協同組合に燃料の確保を要請する。
- ③防災対策室が、北海道と北海道石油業協同組合連合会との災害協定に基づき、空知総合振興局商工労働観光課に燃料の確保を要請する。

また、施設担当課においては、電気設備、暖房設備を始めとした施設の各種設備の設備保守委託業者、機器メンテナンス業者等との緊急時の連絡体制についても平常時より確認することとする。

### (3) 従事する職員の食料等の確保

大規模災害時の初動期においては、職員は庁舎等に泊まり込み災害対応業務に従事することが想定され、その場合、自ら食料を調達することが困難となる。

このため、次のとおり、発災直後からの職員用の食料等の確保を図る。

- ・非常用食料については、1日目に参集する職員205名+部長・次長（13名）、特別職（5名）の1日分（2食）の食料の確保を図る必要がある。（≒230名×2食）
- ・避難所運営に当たる職員（うち1日目に避難所運営に当たる職員 地震時72名・水害時96名）については、避難所において避難者に提供する備蓄食料と同じものを配付する。
- ・その他の職員においては次のとおり確保する。
  - ①状況を考慮しながら避難者用の備蓄食料を提供
  - ②必要に応じて、災害協定先からの調達により確保

2日目以降については、災害協定先からの調達に加え、学校給食共同調理所における米飯提供により調達する。

3日目以降については、国からのプッシュ型支援及び全国からの支援物資により調達する。

### (4) 従事する職員のための環境整備

本部運営や避難所運営などの災害対応にあたる職員については、原則、8時間ごとの交代により業務に従事することとするが、災害の被害に接することによるPTSDや、長期間の災害対応による過労等により、心身の健康バランスを崩すことが想定される。各所属長は従事する職員の勤務時間を把握するとともに、過度な労働を強いることにならないよう、交代要員を充てて意識的に休憩を取らせるなど、職員の健康管理に努める。

また、家族の負傷や住宅被害の発生した職員に対しては一時帰宅を認めるなど、柔軟なサポート体制をとるとともに、一時帰宅が困難な職員の休息スペースの確保など、職員が安心して非常時優先業務に従事するための環境整備を図る。

## 第7章 通信手段の確保と重要な行政データのバックアップ

### (1) 通信手段の確保

災害時には、固定電話の交換機や携帯電話の基地局の被災、通信の輻輳により、避難所や関係機関との連絡が取りづらくなることが想定される。

このため、非常時優先業務において利用可能な通信手段について、次のとおりまとめ、被害の程度に応じて、とるべき手段を想定する。

	通信手段
通常どおりの通信が可能なおとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定電話</li> <li>・FAX</li> <li>・携帯電話（避難所用 20 台、保健師用 2 台、運搬班用 2 台、本部室用 2 台）</li> <li>・タブレット端末（本部室用 3 台）</li> <li>・メール</li> <li>・webex アプリ</li> </ul> <p>※災害対策本部内及び関係機関（自衛隊、警察、消防等）との情報共有については、原則、webex アプリを活用する。</p>
上記の通信手段が取れないとき	<p>防災行政無線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統制台（市役所防災対策室）</li> <li>・半固定局                   10 台</li> <li>・可搬局                     32 台</li> <li>・携帯局                     10 台</li> <li>・車載局                     6 台</li> <li>・車載携帯局               13 台</li> </ul> <p>（国・道、関係機関との連絡手段）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道総合行政情報ネットワーク</li> <li>    ※北海道及び道内自治体と電話、メール、FAX による通信が可能。</li> <li>・地域衛星通信ネットワーク</li> <li>    ※自治体通信機構が運用するシステム。全国の自治体との衛星通話が可能。</li> </ul>

なお、業務継続のためのネットワーク通信の具体的な取り扱いについては、ICT-BCP（企画財政部）において、別に定める。

## (2) 重要な行政データのバックアップ

市の重要な行政データとなる各種システムのデータについては、本庁舎、若しくは民間のデータセンターに稼働系及び待機系サーバを格納し、稼働系と待機系は異なる拠点に設置している。

本庁舎のサーバ格納室内には機器収納ラックの免震構造、不活性ガス消火設備及び無停電電源を設置。

データセンターには

- ①機器収納ラックの免震構造
- ②室内にガス消火設備
- ③水害に係るハザードマップで被害が想定されない区域
- ④無停電電源装置及び停電時用の発電機

を条件とした施設を選定。

また、データセンターと本庁舎間のネットワーク構造は二重化により冗長性が確保されている。

なお、業務継続のための行政データの具体的な取り扱いについては、ICT-BCP（企画財政部）において、別に定める。

## 第8章 災害発生時における職員の非常時優先業務の選定

### (1) 大規模災害発生時における職員の行動

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合における職員の基本的な行動（最優先業務）は、次の表のとおりとする。

<地震>

経過時間	部署	業務
災害発生直後	共通 総務部、教育部、監査 委員事務局	自身及び家族の安全確保 市長・副市長、教育長、常勤監査委員の安否確認
1時間以内	共通 総務部 総務部 総務部 企画財政部 総務部 総務部 総務部 総務部 健康福祉部、総務部 企画財政部、総務部 総務部（共通） 総務部 消防事務組合、総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 市立総合病院	各部参集職員確認及び防災対策室への報告 職員参集メール配信 被害状況の情報収集 庁舎の被害状況確認 各種ネットワーク、情報システム、サーバ等の被害状況確認及び復旧活動 避難所となる施設の被災状況の確認 ライフライン（電気、ガス、水道、通信）状況の情報収集 気象・地象の状況把握及び今後の予測等の情報収集 災害対策連絡会議の開催（構成員：市長、副市長、総務部長、防災対策室長） 避難所開設に向けた準備（運営班の編成） 避難所に必要な物資を運搬する運搬班を編成 災害対策本部の設置及び本部会議開催 北海道（振興局）への被害等の報告及び応援要請 緊急消防援助隊へ応援要請 警察災害派遣隊との情報共有 自衛隊へ災害派遣要請 日本レスキュー協会（災害救助犬）への派遣要請 報道機関問合せ対応及び被害状況の公表（資料配布）並びに被害記録写真撮影 DMAT（災害派遣医療チーム）への派遣要請
2時間以内	総務部 総務部、健康福祉部 企画財政部 総務部 総務部 経済部 建設部、農政部 水道部	避難情報（避難指示）の発令（市民への情報発信） 避難所開設及び運営 避難所で必要となる物資等の運搬 公共交通機関運行状況の情報収集 災害協定先への情報提供及び協力準備依頼 帰宅困難者及び観光客（外国人労働者含む）に対する避難支援 道路、橋梁等の被害調査（関係機関との情報共有）及び交通規制 上下水道施設被害調査（関係機関との情報共有）
3時間以内	共通 市民環境部 健康福祉部、総務部 健康福祉部 総務部 水道部 総務部	各部所管施設及び関係施設等の被害状況の確認及び災害対策本部への報告 安否不明者の把握（町会との情報共有） 避難所避難者の状況把握及び情報共有（必要な対応の検討） 福祉避難所開設判断にかかる避難者のトリアージ 福祉避難所施設との調整（必要に応じて開設） 重要施設（病院）、避難所、被災地への給水活動（広報含む） 必要に応じ定例会見

経過時間	部署	業務
24 時間以内	企画財政部 市民環境部、総務部 市民環境部、総務部 市民環境部、総務部 建設部 建設部 健康福祉部、総務部 総務部 総務部	支援物資の受入れ（国・北海道）及び管理 仮設トイレの確保及び設置 遺体安置場所にかかる警察署との調整 安否不明者及び死亡者公表にかかる北海道との調整 T E C - F O R C E（緊急災害対策派遣隊）への派遣要請 被災建築物応急危険度判定実施本部設置・応急危険度判定実施の要否判断 義援金及び支援物資の受入れにかかるホームページ開設 災害協定先へ協力要請 市長・副市長の被災現場視察
48 時間以内	総務部、健康福祉部 健康福祉部 教育部	状況に応じて避難所の追加開設 避難所避難者の健康状態の確認（保健師避難所巡回） 給食センターを活用した避難所への食事提供
72 時間以内	企画財政部 企画財政部 企画財政部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 農政部 経済部 建設部 教育部 教育部、総務部 市立総合病院 総務部 総務部	支援物資の受入れ（企業・団体）及び管理 罹災証明書発行に関する準備及び問合せ対応（受付窓口開設）並びに広報 M I C - T E A M（災害時テレコム支援チーム）への派遣要請 ボランティアセンター運営協力（社会福祉協議会との情報共有） 炊き出しの支援 入浴、メンタルヘルス等の支援 D W A T（災害派遣福祉チーム）への派遣要請 J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）への派遣要請 D I C T（日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）への派遣要請 市民相談窓口開設（災害関係来庁者対応） 家庭系廃棄物及びし尿の収集調整及び広報 災害廃棄物仮置き場及び処理施設の確保 災害廃棄物処理計画（実施計画）の作成及び受入れに関する広報 D . W a s t e - N e t（災害廃棄物処理支援ネットワーク）への協力要請 M A F F - S A T（農林水産省サポートアドバイsteam）への協力要請 事業者及びその他労働者（外国人含む）に対する支援 建築士会空知支部・北海道への応急危険度判定士派遣要請（必要に応じて要請） E A R T H（学校・震災支援チーム）への協力要請 学校再開にかかる調整及び協議 D P A T（災害派遣精神医療チーム）への派遣要請 他市町村へ職員派遣要請 政府調査団の受入れ
72 時間以降	企画財政部 建設部 総務部、健康福祉部	罹災証明書の発行にかかる被害認定調査及び罹災証明書の発行事務 応急仮設住宅の検討（既存建物の活用、建設地の選定・建設） 2次避難所（避難所拡充、広域避難）の調整、決定、移動周知

※関係機関等への各種要請（派遣、応援、協力）においては、要請を要しない場合（プッシュ型支援）もあります。また、上記記載の関係機関等への各種要請（派遣、応援、協力）以外にも必要な要請がある場合は、各部で要請及び要請後の報告をお願いします。

<水害>

警戒レベル	気象情報	河川水位	部署	業務
レベル1	早期注意報		関係部署 総務部 総務部 総務部 総務部	関係職員参集・各課参集職員の確認・報告 各種情報収集（気象予想、河川水位記録等） 市民に対し必要な注意喚起 職員体制の確認、情報共有 関係機関との情報共有
レベル2 (第1非常配備)	大雨注意報 洪水注意報 大雨警報 (浸水害)	水防団待機水位到達	総務部 関係部署 農政部 建設部、農政部 水道部	職員参集メール配信（参集区分A） 関係職員参集、各課参集職員の確認・報告 排水機場の稼働準備または稼働 道路・橋梁パトロール及び必要な措置 下水道施設パトロール及び必要な措置
		更なる上昇	総務部 関係部署	職員参集メール配信（参集区分B） 関係職員参集、各課参集職員の確認・報告
		氾濫注意水位到達	総務部 関係部署 総務部	職員参集メール配信（参集区分C） 関係職員参集、各課参集職員の確認・報告 避難所施設の使用確認（開設準備）
		更なる上昇	総務部 関係部署 総務部 総務部 健康福祉部 企画財政部	職員参集メール配信（参集区分D） 関係職員参集、各課参集職員の確認・報告 市長・副市長登庁 災害対策連絡会議 避難所開設に向けた準備（運営班の編成） 避難所に必要な物資を運搬する運搬班を編成
		避難判断水位到達見込み	総務部 関係部署 企画財政部 健康福祉部、総務部 総務部 総務部	職員参集メール配信（参集区分E） 関係職員参集、各課参集職員の確認・報告 避難所で必要となる物資等の運搬 自主避難に伴う避難所開設 自主避難に伴う避難所開設情報発信 状況に応じ災害協定機関・団体等へ情報発信
レベル3 (第2非常配備)	大雨警報 (土砂)	避難判断水位到達	総務部 共通 総務部  総務部 総務部（共通） 総務部、健康福祉部 総務部 総務部 健康福祉部、総務部  総務部 総務部	職員参集メール配信（全職員参集） 職員参集、各部参集職員の確認・報告 ライフライン（電気、ガス、水道、通信）状況の情報収集 公共交通機関運行状況の情報収集 災害対策本部の設置及び本部会議開催 避難所開設及び運営 避難情報の発令・避難情報発信【高齢者等避難】 必要に応じ関係機関からの助言を要請 避難所避難者の状況把握及び情報共有（必要な対応の検討） 災害協定先への情報提供及び協力準備依頼 報道機関問合せ対応、被害状況の公表（資料配布）、被害記録写真撮影

警戒レベル	気象情報	河川水位	部署	業務
レベル4	土砂災害警戒情報	氾濫危険水位到達	総務部 総務部 総務部 経済部	氾濫危険水位到達の覚知（関係機関からのホットライン受理） 避難情報の発令・避難情報発信【避難指示】 破堤の恐れ等の重大事象覚知（関係機関からのホットライン受理） 帰宅困難者及び観光客（外国人労働者含む）に対する避難支援
レベル5	大雨特別警報（土砂・浸水）	氾濫発生	総務部 総務部 総務部 共通 総務部 消防事務組合 総務部 総務部 総務部 健康福祉部 水道部	氾濫発生及びその状況覚知（関係機関からのホットライン受理） 避難情報の発令・情報発信【緊急安全確保】 氾濫発生情報を関係機関へ周知 所管施設及び関係施設等の被害状況の確認及び災害対策本部への報告 北海道（振興局）への被害等の報告 緊急消防援助隊へ応援要請 警察災害派遣隊との情報共有 自衛隊へ災害派遣要請 必要に応じ定例会見 要支援者の避難支援 重要施設（病院）、避難所、被災地への給水活動（広報含む）
		被害拡大・長期化	総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部、健康福祉部 総務部、健康福祉部 企画財政部 企画財政部 企画財政部 企画財政部 健康福祉部、総務部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部	福祉避難所施設との調整（必要に応じて開設） 災害協定先へ協力要請 北海道及び他市町村へ職員派遣要請 市長・副市長の被災現場視察 政府調査団の受入れ 状況に応じて避難所の追加開設 2次避難所（避難所拡充、広域避難）の調整、決定、移動周知 支援物資の受入れ及び管理 罹災証明書発行に関する準備、広報、受付窓口開設 罹災証明書の発行にかかる被害認定調査及び罹災証明書の発行事務 M I C - T E A M（災害時テレコム支援チーム）への派遣要請 義援金及び支援物資の受入れにかかるホームページ開設 福祉避難所開設判断にかかる避難者のトリアージ 避難所避難者の健康状態の確認（保健師避難所巡回） ボランティアセンター運営協力（社会福祉協議会との情報共有） 炊き出しの支援 入浴、メンタルヘルス等の支援 D W A T（災害派遣福祉チーム）への派遣要請 J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）への派遣要請

警戒レベル	気象情報	河川水位	部署	業務
レベル5	大雨特別警報 (土砂・浸水)	被害拡大・長期化	健康福祉部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部、総務部 市民環境部、総務部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 市民環境部 農政部 建設部 建設部 教育部 教育部 教育部、総務部 市立総合病院 市立総合病院	DICT(日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム)への派遣要請 仮設トイレの確保及び設置 市民相談窓口開設(災害関係来庁者対応) 安否不明者の把握(町会との情報共有) 遺体安置場所にかかる警察署との調整 安否不明者及び死亡者公表にかかる北海道との調整 家庭系廃棄物及びし尿の収集調整及び広報 災害廃棄物仮置き場及び処理施設の確保 災害廃棄物処理計画(実施計画)の作成及び受入れに関する広報 D.Waste-Net(災害廃棄物処理支援ネットワーク)への協力要請 MAFF-SAT(農林水産省サポートアドバイsteam)への協力要請 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)への派遣要請 応急仮設住宅の検討(既存建物の活用、建設地の選定・建設) 給食センターを活用した避難所への食事提供 EARTH(学校・震災支援チーム)への協力要請 学校再開にかかる調整及び協議 DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣要請 DPAT(災害派遣精神医療チーム)への派遣要請

≪災害対策本部設置時の活用スペース≫

スペース	活用スペース
災害対策本部	防災対策室、会議室 3-5
本部会議室	庁議室
報道資料配布室	会議室 3-1
報道機関待機室(定例会見場)	会議室 3-2
関係機関職員待機室	会議室 3-3
他自治体応援職員待機室	会議室 3-4
岩見沢警察署臨時執務室	会議室 3-6
応急危険度判定実施本部	会議室 2-1、2-2
市民相談窓口(災害関係)	相談室 2-1~2-3、会議室 2-3
罹災証明書受付窓口	1階多目的スペース
情報政策課、教育委員会臨時執務室	委員会室 2

## (2) 部署別（課・室）の非常時優先業務

部署別（課・室）の非常時優先業務（災害対応業務と優先的通常業務）と、地震における時系列ごとの職員の参集人数について、次の表のとおり整理する。（職員の参集人数については第4章に基づき算出）

なお、水害時においては、原則、災害発生前の第2 非常配備の段階で全職員の参集となる。

また、本表における参集人員から、本部室及び避難所運営等に必要な人数を差し引いた人員に基づき、各部・課において業務ごとの人員配置を検討し、必要に応じて会計年度任用職員の参集及び他部署への協力要請を行う。

### ■優先レベルにおける業務の位置付け

<業務内容の分け方>

災害 … 災害対応業務

通常 … 優先的通常業務

<優先レベルの分け方>

優先レベル	内容
S	<u>直ちに業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務で、目安として概ね3時間以内に着手する必要がある業務</u>
A	市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、 <u>優先的に対策を講ずべき業務で、目安として概ね1日以内に着手する必要がある業務</u>
B	市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、 <u>早期に対策を講ずべき業務で、目安として概ね3日以内に着手する必要がある業務</u>
C	市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務で、目安として <u>概ね2週間以内に着手する必要がある業務</u>
D	応急業務や通常業務の中で優先度が高く、目安として <u>概ね2週間以上の期間において着手する必要がある業務</u>

【各部共通】

職員数	493 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			167 人	192 人	348 人	472 人	472 人
職員自身及び家族の安全確保	災害-S	▶	▶				
来庁者（施設利用者）の避難誘導及び安全確保	災害-S	▶	▶				
職員参集状況の確認と防災対策室への報告	災害-S	▶	▶	▶	▶		
災害対策本部（以下「本部」とする）の設置（廃止）及び本部会議にかかる資料の作成	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
所管公共施設等の被害状況確認及び本部への報告	災害-S	▶	▶	▶	▶		
部の庶務及び部内の連絡調整（主管課）	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
業務システムの動作確認及びデータ等の保護・復旧措置	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
被害のあった所管公共施設の応急修繕	災害-A		▶	▶			
被害のあった所管公共施設の本格修繕	災害-C				▶	▶	
所管施設の再開	災害-C				▶	▶	
公印の管理・確保に関する業務	通常-A		▶	▶	▶	▶	
各種申請受付業務	通常-B			▶	▶	▶	

【総務部】

◆秘書課

職員数	10 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			3 人	4 人	7 人	10 人	10 人
市長、両副市長の安否確認	災害-S	▶	▶				
避難所開設の広報	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
通信可能な媒体での報道機関への情報発信	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
報道機関からの問合せに関すること	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
必要に応じ定例会見の開催	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
被害状況の公表及び広報並びに記録写真撮影	災害-A	▶	▶	▶	▶	▶	
市長、両副市長の被災現場視察	災害-A		▶	▶	▶	▶	
支援物資受入れにかかるホームページの開設	災害-A		▶	▶	▶	▶	
政府調査団等の受け入れ	災害-B			▶	▶	▶	
災害見舞者及び視察者対応に関すること	災害-C				▶	▶	
市長、両副市長の日程調整	通常-A		▶	▶	▶	▶	
各種業務再開時期の広報	通常-C			▶	▶	▶	

◆総務課（選挙管理委員会事務局兼務）

職員数	11人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	4人	8人	10人	10人
庁舎の被害状況確認		災害-S	▶				
人命の安全確保を最優先に、必要に応じて道選管と協議・調整の上、投票所の閉鎖及び避難誘導並びに救助（選挙時）		災害-S	▶				
選挙管理委員の安否確認及び連絡調整		災害-S	▶	▶	▶		
本部執務室の設営・撤収		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
市民の相談等に関すること		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
外国人被災者に関すること		災害-A		▶	▶	▶	▶
災害情報の英訳発信		災害-A		▶	▶	▶	▶
避難所の巡回（外国人避難者への支援（翻訳等））		災害-B			▶	▶	▶
選挙人名簿抄本の保管状況確認		通常-A		▶			
会議招集・繰延投票及び再投票の判断（選挙時）		通常-A		▶			
選挙人名簿の調整及び保管		通常-A		▶	▶		
選挙の実施に係る延期調整業務（選挙時）		通常-B			▶		
職員（立会人含む）配置の確保事務		通常-B			▶		
繰延投票の周知、訓令及び告示（選挙時）		通常-B			▶		
可能な範囲での郵便物の收受・発送		通常-B			▶	▶	▶
可能な範囲での印刷業務		通常-B			▶	▶	▶
庁舎内のごみ収集開始（可能な限り職員への収集ルールへの周知）		通常-B			▶	▶	▶
業務再開に向けた検討		通常-B			▶	▶	▶
庁舎の環境整備		通常-C				▶	▶

◆防災対策室

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
情報発信媒体の通信状態の確認		災害-S	▶				
被害状況の情報収集		災害-S	▶				
避難所の被災状況把握		災害-S	▶				
災害対策連絡会議の開催		災害-S	▶				
日本レスキュー協会（災害救助犬）へ派遣要請		災害-S	▶	▶	▶		

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
			2人	2人	4人	6人	6人
業務							
職員参集（解除）メールの配信	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
警報等の気象情報の収集並びに市民への伝達	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
異状現象通報の受理並びに市民への伝達	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難所（福祉避難所含む）開設準備	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
ライフライン（電気、通信等）の情報収集	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
公共交通運行状況及び交通規制等各種情報の収集並びに市民への伝達	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
本部会議の開催	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
勤務時間外の庁内の非常体制に関すること	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難所の開設決定	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難情報の発令	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
情報伝達システムの運用	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
全国瞬時警報システムの運用	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
状況に応じ防災行政無線機器類の活用	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難者の状況把握（避難所避難者以外を含む）	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難所との情報共有	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
避難支援者への避難行動要支援者名簿の提供	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
北海道（振興局）へ被害等の報告及び応援要請	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
北海道及び中央関係機関に対する要望	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
消防事務組合及び警察署等との連絡調整並びに協力要請	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
自衛隊派遣要請並びに調整に関すること	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
被害状況のとりまとめ（各部の集計）及び本部会議での報告	災害-S	▶	▶	▶	▶	▶	
災害協定締結先への情報提供及び協力要請	災害-A		▶	▶	▶	▶	
避難者名簿に関すること	災害-A		▶	▶	▶	▶	
避難生活支援の開始	災害-A		▶	▶	▶	▶	
関係団体等への物資の貸与及び提供	災害-B			▶	▶	▶	
2次避難所の調整及び決定	災害-C				▶	▶	
応急物資・資材の調達及び輸送配分、調達物資の受払業務	災害-C				▶	▶	
災害時の各種協定締結	通常-D					▶	
避難行動要支援者名簿の更新及び管理	通常-D					▶	

◆職員課

職員数	9人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			3人	4人	6人	9人	9人
職員の安否確認		災害-S	▶	▶			
本部出勤職員の食料及び寝具の調達・供給		災害-A		▶	▶	▶	▶
緊急消防援護隊等の食料及び宿営に関する こと		災害-A		▶	▶	▶	▶
他市町村の派遣要請並びに受援に係る調整		災害-B			▶	▶	▶
他市町村の派遣職員等の食料及び宿営に関する こと		災害-B			▶	▶	▶
職員の災害補償に関すること		災害-D					▶

◆契約検査管理課

職員数	7人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	3人	5人	7人	7人
避難所運営など他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
災害協定に基づく協力要請を行った際の業務 契約締結		災害-C				▶	▶

【企画財政部、会計室、監査委員事務局、農業委員会事務局】

◆企画室

職員数	13人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	5人	9人	12人	12人
避難所等への物資の運搬調整及び物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難者及び職員の緊急輸送の調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営など他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支援物資の受入れ及び管理		災害-B			▶	▶	▶
各種支援制度の広報		災害-B			▶	▶	▶
ふるさと納税を活用した支援（寄附）の受付		通常-C				▶	▶

◆財政課

職員数	10人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			3人	4人	7人	10人	10人
避難所等への物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営など他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
災害対策の予算に関すること		災害-B			▶	▶	▶
応急仮設住宅建設にかかる用地確保		災害-C				▶	▶

◆税務課

職員数	26人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			9人	10人	18人	25人	25人
避難所等への物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営など他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
罹災証明の問合せ対応及び罹災証明の発行に関する広報		災害-B			▶	▶	▶
罹災証明書の発行にかかる被害認定調査及び罹災証明書の発行事務		災害-C				▶	▶
被災に伴う税の減収見込額等の把握		災害-D					▶
被災納税者に対する地方税に係る申告等の期限延長、徴収猶予及び減免措置等の通知		通常-C				▶	▶
被災した軽自動車の廃車受付		通常-C				▶	▶

◆情報政策課

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
公共系・教育系ネットワーク、サーバ等の被災状況の確認及び復旧		災害-S	▶	▶	▶		
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）への派遣要請		災害-B			▶		
光ファイバ維持及び拠点施設の被害状況確認		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶
市内各公共施設のインターネット利用状況の確認		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶

◆情報システム課

職員数	8人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			3人	3人	6人	8人	8人
各種情報システム、庁内ネットワーク及びサーバ等の被災状況の確認及び復旧		災害-S	▶	▶	▶		
市役所本庁舎、関係庁舎の通信手段の確保		災害-S	▶	▶	▶		
本部設営に係るパソコン、プリンタ等の機器類の設置及び撤収		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶

◆会計室

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
耐火金庫の被害状況の把握		災害-S	▶	▶			
指定金融機関との連絡調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所等への物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難者及び職員の緊急輸送		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
システムの不動に備えた手作業の準備		災害-A		▶	▶		
支出事務再開準備		通常-A		▶	▶		
現金支出対応準備		通常-B			▶		
手作業での会計処理		通常-B			▶	▶	
支出事務の再開		通常-B			▶	▶	▶
会計業務の再開		通常-C				▶	▶

◆監査委員事務局

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
常勤監査委員の安否確認		災害-S	▶	▶	▶		
避難所等への物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難者及び職員の緊急輸送		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶

◆農業委員会事務局

職員数	9人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			3人	4人	6人	9人	9人
農業委員の安否確認及び連絡調整		災害-S	▶	▶	▶		
被害情報の収集、伝達、報告体制の整備		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所等への物資の運搬調整及び物資の運搬		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難者及び職員の緊急輸送		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
被災農家及びほ場の状況調査		災害-B			▶	▶	
被災したほ場の再確認		災害-C				▶	
被災農家への支援調査		災害-C				▶	▶
被災したほ場の権利関係の調査		災害-C				▶	▶
被災農家への支援の具体的調査及び検討		災害-D					▶
あっせん、各委員会、総会等通常業務への影響調査		通常-B			▶	▶	▶
賃貸借中の農地の賃借料支払調査		通常-D					▶
農地中間管理機構（公社）保有合理化事業参加中のほ場調査		通常-D					▶

## 【健康福祉部】

### ◆福祉課

職員数	14人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	6人	10人	13人	13人
避難所運営職員の手配		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所（避難者）の状況把握		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所との情報共有		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所の運営協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支援が必要な者への包括的な支援		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
民生委員・児童委員への情報提供		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
医療施設及び社会福祉施設の被害状況に関すること		災害-A		▶	▶	▶	
日本赤十字社への支援要請		災害-A		▶	▶	▶	▶
社会福祉協議会との情報共有		災害-A		▶	▶	▶	▶
DWA T（災害派遣福祉チーム）への派遣要請		災害-B			▶	▶	
JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）への派遣要請		災害-B			▶	▶	
DICT（日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）への派遣要請		災害-B			▶	▶	
炊き出しに関すること		災害-B			▶	▶	▶
ボランティアセンターの運営協力		災害-B			▶	▶	▶
義援金等に関すること		災害-B			▶	▶	▶
2次避難所に関する避難所避難者への周知		災害-C				▶	▶

### ◆高齢介護課

職員数	18人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			6人	7人	13人	17人	17人
避難所運営		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
自力避難が困難な要支援者の避難支援に関すること		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
緊急通報装置設置宅の状況確認		通常-A		▶	▶	▶	

◆健康づくり推進課

職員数	15人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	6人	11人	14人	14人
避難所における応急医療に関すること（医療救護部との連絡調整）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
福祉避難所の開設判断に係る避難者のトリアージ		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所の巡回（健康相談、保健指導）		災害-B			▶	▶	▶
被災地域における健康相談及び保健指導		災害-B			▶	▶	▶
入浴、メンタルヘルスなどの支援		災害-B			▶	▶	▶

◆こども未来課

職員数	31人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			10人	12人	22人	29人	29人
市立保育園、私立幼稚園及び保育園等の被害状況把握及び本部への報告		災害-S	▶	▶			
預かり中の市立保育園児の避難誘導及び救助		災害-S	▶	▶			
帰宅困難園児の避難所への移動等に関する業務		災害-S	▶	▶			
避難所運営		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
被災施設の代替施設の検討及び決定		災害-A		▶	▶	▶	
健康相談、保健指導、メンタルヘルスなど、他課への協力		災害-B			▶	▶	▶
各施設再開に係る業務		災害-B			▶	▶	▶
被災に伴う母子手帳及び妊婦一般受診券交付業務		通常-C				▶	▶

◆保護課

職員数	25人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			8人	10人	18人	24人	24人
避難所運営		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
生活保護費の緊急払い（追加支給）		通常-B			▶	▶	▶
生活保護受給者の支援（医療機関との調整含む）		通常-B			▶	▶	▶
生活保護費の定例支給		通常-C				▶	▶
生活保護に関する相談受付		通常-C				▶	▶

## 【市民環境部】

### ◆市民連携室

職員数	13人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	5人	9人	12人	12人
町会等との情報共有（安否不明者の把握）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
被災地の広報活動		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所の巡回（男女共同参画の視点からの性差等の配慮支援）		災害-B			▶	▶	▶
市民相談窓口の開設		災害-B			▶	▶	▶

### ◆市民サービス課

職員数	14人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	6人	10人	13人	13人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
被災者台帳に関すること		災害-B			▶	▶	▶
安否不明者及び死亡者公表にかかる北海道との調整		災害-B			▶	▶	▶
郵便局(株)北海道支社への状況報告（朝日・万字）		通常-A		▶	▶		
死亡届の受付準備、死亡届受付業務		通常-A		▶	▶	▶	▶
火葬許可業務の準備、火葬許可業務		通常-A		▶	▶	▶	▶
法務局（戸籍関係）、J-LIS（住基ネット関係）と連絡調整		通常-A		▶	▶	▶	▶
指定管理者との連携（朝日）		通常-A		▶	▶	▶	▶
簡易郵便業務の復旧（朝日・万字）		通常-B			▶	▶	▶

### ◆保険年金課

職員数	12人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	5人	8人	11人	11人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
国民年金に関する問合せ対応		通常-B			▶	▶	▶

◆北村支所

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支所、サービスセンターの電力及び通信機能の確保		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
北村地区内で発生した被害情報の収集及びとりまとめ		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
北村地区内での支援が必要な者への包括的な支援		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支所、サービスセンターにおける公用車両及び非常用発電機等の燃料の確保		災害-A		▶	▶	▶	▶
災害用備蓄品等の貸与並びに供給		災害-A		▶	▶	▶	▶
北村地区内での支援物資の受入れ		災害-A		▶	▶	▶	▶
支所における公用車両の管理業務		通常-A		▶	▶	▶	▶
支所における郵便物事務		通常-B			▶	▶	▶
支所における出納・会計事務		通常-B			▶	▶	▶

◆栗沢支所

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支所、サービスセンターの電力及び通信機能の確保		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
栗沢地区内で発生した被害情報の収集及びとりまとめ		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
栗沢地区内での支援が必要な者への包括的な支援		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
支所、サービスセンターにおける公用車両及び非常用発電機等の燃料の確保		災害-A		▶	▶	▶	▶
災害用備蓄品等の貸与並びに供給		災害-A		▶	▶	▶	▶
栗沢地区内での支援物資の受入れ		災害-A		▶	▶	▶	▶
支所における公用車両の管理業務		通常-A		▶	▶	▶	▶
支所における郵便物事務		通常-B			▶	▶	▶
支所における出納・会計事務		通常-B			▶	▶	▶

◆環境保全課

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
有害物質取扱施設等の被害状況把握		災害-S	▶	▶	▶		
油脂類の流出等に関する関係機関との協議		災害-S	▶	▶	▶		
衛生関係施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
動物愛護団体及び関係施設との連絡調整		災害-A		▶	▶	▶	▶
遺体安置場所にかかる警察署との調整		災害-A		▶	▶	▶	▶
遺体の処理及び埋葬に関する業務		災害-A		▶	▶	▶	▶
死体火葬対策の実施		災害-A		▶	▶	▶	▶
防疫活動の実施		災害-B			▶	▶	▶
防疫用薬品及び資材の調達並びに保管		災害-B			▶	▶	▶
伝染病予防に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
被災地域の動物の飼育及び防疫の実施		通常-A		▶	▶	▶	▶
大気環境、水環境等の環境保全対策の実施		通常-B			▶	▶	▶
公害対策に関する業務		通常-C				▶	▶
墓地・霊園に関する業務		通常-C				▶	▶
環境衛生対策及び環境保全に関する調査・研究		通常-D					▶

◆廃棄物対策課

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
仮設トイレの確保及び設置		災害-A			▶	▶	▶
がれき（災害廃棄物）の仮置場及び処理施設の確保		災害-B			▶	▶	▶
がれき（災害廃棄物）の処理計画の作成		災害-B			▶	▶	▶
がれき（災害廃棄物）等の受入れに関する広報		災害-B			▶	▶	▶
D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）への協力要請		災害-B			▶	▶	▶
清掃、消毒及びし尿に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
ごみ処理業務		通常-A		▶	▶	▶	▶

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
			2人	2人	4人	6人	6人
業務							
廃棄物の受入れ及び焼却埋立処分		通常-A		▶	▶	▶	▶
家庭廃棄物の収集・運搬及び広報		通常-B			▶	▶	▶
清掃指導、不法投棄等の防止及び処理の実施		通常-C				▶	▶

## 【農政部】

### ◆農業振興課

職員数	14人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	6人	10人	13人	13人
林野火災への対応	災害-S	▶	▶	▶			
営農施設の被害状況調査	災害-A		▶	▶	▶	▶	▶
農業被害に関する応急対策及び復旧	災害-A		▶	▶	▶	▶	▶
山林の被害調査	災害-B			▶	▶	▶	▶
死亡獣畜の処理	災害-B			▶	▶	▶	▶
家畜の防疫	災害-B			▶	▶	▶	▶
病害虫の防疫	災害-B			▶	▶	▶	▶
MAFF-SAT（農林水産省サポートアドバイsteam）への協力要請	災害-B			▶	▶	▶	▶
家畜飼料の確保	災害-C				▶	▶	▶
種苗の確保	災害-C				▶	▶	▶
農作物の被害調査	災害-C				▶	▶	▶
林野被害の復旧	災害-D						▶
農業災害補償及び被災農家に対する融資	災害-D						▶
加工センター予約申込者への連絡	通常-A			▶	▶	▶	

### ◆農業基盤整備課、北村産業振興課、栗沢産業振興課

職員数	農業基盤整備課 8人 北村産業振興課 3人 栗沢産業振興課 2人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	5人	9人	13人	13人
排水機場の被害状況及び動作確認並びに必要なに応じ稼働	災害-S	▶	▶	▶			
農道・排水路、農業施設等の被害状況調査及び応急対策	災害-A		▶	▶	▶		
農業用ため池の被災状況確認及び応急対応	災害-A		▶	▶	▶	▶	▶
林道、農道の通行禁止及び制限等	災害-B		▶	▶	▶	▶	▶
農道・排水路、農業施設等における被害の復旧	災害-C					▶	▶
土木関係業者との連絡調整	通常-A			▶	▶	▶	▶

【経済部】

◆商工振興課

職員数	8人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			3人	3人	6人	8人	8人
帰宅困難者（外国人労働者含む）に対する支援		災害-S	▶	▶	▶		
危険物の保安状況調査及び保安の確保		災害-A		▶	▶		
商工業関係の被害状況（概況）調査及び本部への報告		災害-A		▶	▶	▶	
経済団体及び商工団体等への支援協力要請		災害-A		▶	▶	▶	▶
雇用関係機関との連絡調整		災害-B			▶	▶	▶
事業者及びその他労働者（外国人含む）に対する支援		災害-B			▶	▶	▶
商工業関係の被害状況とりまとめ及び本部への報告		災害-C				▶	▶
被害企業等の応急復旧対策		災害-C				▶	▶
工業団地の被害状況のとりまとめ及び本部への報告		災害-C				▶	▶
被害企業等の金融相談		災害-D					▶
関係金融機関との連絡調整及び融資の再開		通常-B			▶	▶	▶
市場関連事業者への支援要請		通常-B			▶	▶	▶
勤労者共済会共済事務		通常-C				▶	▶

◆観光物産振興課

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
観光客に対する支援		災害-S	▶	▶	▶		
観光・宿泊施設の被害調査及び本部への報告		災害-A		▶	▶		

## 【建設部】

### ◆建設管理課、遊水地建設室

職員数	建設管理課 6 人 遊水地建設室 0 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			2 人	2 人	4 人	6 人	6 人
関係機関との情報共有及び対応の検討（道路・橋梁、河川等）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
樋門の管理		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）への派遣要請		災害-A		▶	▶	▶	
重要警戒区域に関する業務		災害-A		▶	▶		
応急資材の調達に向けた調整		災害-A		▶	▶		
応急資材の配分及び保管		災害-B			▶	▶	▶

### ◆土木課

職員数	12 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			4 人	5 人	8 人	11 人	11 人
道路、橋梁、河川等の被害状況の把握と本部への報告		災害-S	▶	▶	▶		
道路、橋梁、河川等の応急対応（緊急輸送道路・人命救助にかかる路線を最優先）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
道路の除排雪（緊急輸送道路・人命救助にかかる路線を最優先）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
交通規制等の措置（通行止箇所標示、バリケード設置等）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
建設工事事業者との連絡調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
公共土木施設の災害復旧工事		災害-D					▶
発注工事の被害情報の収集及び整理		通常-A		▶	▶	▶	▶

### ◆公園緑地環境課

職員数	7 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			2 人	3 人	5 人	7 人	7 人
公園、街路樹等の被害状況の把握と本部への報告		災害-S	▶	▶	▶		
建設工事事業者との連絡調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
公園・街路樹等の応急対応		災害-A		▶	▶	▶	▶
発注工事の被害情報の収集及び整理		通常-A		▶	▶	▶	▶

◆都市計画課

職員数	3人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			1人	1人	2人	3人	3人
道路、公園、市営住宅等の被害状況の把握など、他課への協力		災害-S	▶	▶	▶		
被災宅地危険度判定士の北海道への派遣要請		災害-A		▶	▶	▶	
被災宅地危険度判定士の受入準備及び受入れ		災害-B			▶	▶	▶
被災宅地危険度判定業務の依頼及び集約		災害-B			▶	▶	▶
被災宅地危険度判定士による宅地危険度判定の実施		災害-B			▶	▶	▶
被災地の区画整理等		災害-D					▶
被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施		災害-D					▶

◆建築課

職員数	12人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	5人	8人	11人	11人
市営住宅入居者の安否確認		災害-S	▶	▶	▶		
建設工事事業者との連絡調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所の応急修繕		災害-A		▶	▶	▶	
被災建築物応急危険度判定実施本部設置・応急危険度判定実施の要否判断		災害-A		▶	▶	▶	
市営住宅の応急対策		災害-A		▶	▶	▶	▶
公共施設の応急対策		災害-A		▶	▶	▶	▶
建築士会空知支部・北海道への応急危険度判定士派遣要請		災害-B			▶	▶	
応急危険度判定士の受入準備及び受入れ		災害-B			▶	▶	
応急危険度判定業務の依頼及び集約		災害-B			▶	▶	▶
建築物及び工作物の被害調査及び復旧指導		災害-B			▶	▶	▶
住宅相談に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
被害住宅の応急対策		災害-B			▶	▶	▶
市営住宅の復旧計画作成		災害-B			▶	▶	▶
応急仮設住宅（既存建物）の広報・入居事務等		災害-C				▶	▶
応急仮設住宅（建設）の広報・入居事務等		災害-C				▶	▶
応急仮設住宅の建設		災害-D					▶
建物の融資制度及び貸付相談業務		災害-D					▶
発注工事の被害情報の収集及び整理		通常-A		▶	▶	▶	▶

## 【水道部】

### ◆業務課

職員数	11人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	4人	8人	10人	10人
最重要応急給水場所（病院等）の確認及び最重要箇所への運搬給水		災害-S	▶	▶	▶		
水道対策本部の立ち上げ及び本部との調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
委託先事業者及び関係業者との連絡調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
問合わせ窓口の設置及び広報並びに報道対応		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
被災地及び避難所への給水活動		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
給水活動の広報		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
応援団体の受入体制整備		災害-A		▶	▶		
消防水利にかかる岩見沢消防との協議		災害-A		▶	▶		
水質保全にかかる桂沢水道企業団との協議		災害-A		▶	▶		
日本水道協会及び岩見沢保健所への被害状況報告等		災害-A		▶	▶	▶	▶
排水設備の相談に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
応援団体等の経費の清算		災害-D					▶

### ◆水道課

職員数	7人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	3人	5人	7人	7人
上水道施設の被害調査及び必要な措置		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
配水調整に関すること		災害-A		▶	▶	▶	▶
上水道復旧活動の統括		災害-A		▶	▶	▶	▶
濁水等の解消		災害-B			▶	▶	
水道資材の確保		災害-B			▶	▶	▶
上水道施設の復旧活動		災害-B			▶	▶	▶
上水道施設の詳細調査		災害-C				▶	▶
上水道施設のパトロール		災害-D					▶
発注工事の被害情報の収集及び整理		通常-A		▶	▶	▶	▶

◆下水道課

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
下水道施設の被害調査及び必要な措置		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
下水道復旧活動の統括		災害-A		▶	▶	▶	▶
下水道管路及び施設の緊急調査並びに緊急措置		災害-A		▶	▶	▶	
下水道施設の復旧活動		災害-B			▶	▶	▶
下水道施設の詳細調査		災害-C				▶	▶
市街地の汚水溢水箇所等の清掃		災害-C				▶	▶
復旧状況の把握及び応援団体継続の必要性の検討		災害-C				▶	▶
下水道施設のパトロール		災害-D					▶
郊外の汚水溢水箇所等の清掃		災害-D					▶
発注工事の被害情報の収集及び整理		通常-A		▶	▶	▶	▶

## 【教育委員会】

### ◆学校教育課

職員数	17人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			6人	7人	12人	16人	16人
教育長の安否確認		災害-S	▶	▶			
授業中の児童・生徒の避難誘導及び救助		災害-S	▶	▶			
児童・生徒、教職員の安否確認		災害-S	▶	▶			
近隣下校経路の安全確認		災害-S	▶	▶			
交通機関等の情報収集		災害-S	▶	▶			
児童館等の被害状況把握及び本部への報告		災害-S	▶	▶			
預かり中の児童の避難誘導及び救助		災害-S	▶	▶			
学校施設における避難所の開設調整		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
帰宅困難児童・生徒の避難所への移動等に関する業務		災害-A		▶	▶		
被災教育施設の代替施設の検討及び決定		災害-A		▶	▶	▶	
児童・生徒の医療、防疫、給食及び学用品の給与に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
学校再開に係る業務		災害-B			▶	▶	▶
EARTH（学校・震災支援チーム）への協力要請		災害-B			▶	▶	▶
通学路の安全点検		災害-C				▶	▶
道教委に臨時休校等状況報告		通常-A		▶	▶		

### ◆指導室

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
授業中の児童・生徒の避難誘導及び救助		災害-S	▶	▶			
児童・生徒、教職員の安否確認		災害-S	▶	▶			
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
帰宅困難児童・生徒の避難所への移動等に関する業務		災害-A		▶	▶		
児童・生徒の医療、防疫、給食及び学用品の給与に関する業務		災害-B			▶	▶	▶
児童・生徒の応急教育		災害-B			▶	▶	▶
学校再開に係る業務		災害-B			▶	▶	▶

◆学校給食課

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
給食センターを活用した避難所への食事提供		災害-B			▶		

◆生涯教育課

職員数	11人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			4人	4人	8人	10人	10人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
文化財の保全の実施		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
各種所蔵資料の状況確認		災害-B			▶	▶	

◆図書館

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
所在不明図書の確認(利用者の罹災による所在不明の貸出図書や散逸による所在不明の在館図書及び資料)		通常-D					▶

◆緑陵高等学校

職員数	5人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	5人	5人
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶

## 【市立総合病院事務部・市立栗沢病院】

### ◆管理課・新病院整備室

職員数	管理課 15 人 新病院整備室 8 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			8 人	9 人	17 人	22 人	22 人
部門の開設決定（院外職員の招集）		災害-S	▶	▶			
被災者受入要請による災害レベルの決定		災害-S	▶	▶	▶		
院内における災害対策本部の設置		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
地域、周辺の二次災害の有無等の被災状況確認		災害-A		▶	▶	▶	
ボランティアの受入れ		災害-B			▶	▶	▶
医療機器、衛生材料、薬品、食料、燃料等の確保		災害-B			▶	▶	▶
職員の労務管理		災害-B			▶	▶	▶
通常体制への復旧業務		災害-B			▶	▶	▶
物資の調達及び衛生環境の維持		災害-C				▶	▶
院内設備の保持		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶

### ◆医事課

職員数	16 人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3 時間 以内	1 日以内	3 日以内	2 週間 以内	2 週間 以降
業務			5 人	6 人	11 人	15 人	15 人
部門の開設決定（院外職員の招集）		災害-S	▶	▶			
患者受入体制の整備		災害-S	▶	▶			
入院・外来患者の安否確認及び診療提供能力等の確認		災害-S	▶	▶	▶		
患者の安全な場所への避難（病院が被災した場合）		災害-S	▶	▶	▶		
DMAT（災害派遣医療チーム）の招集		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
傷病者の受入れ（トリアージ、応急処置、搬送等）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
医師会・歯科医師会との連絡調整		災害-A		▶	▶		
DMAT（災害派遣医療チーム）の応援要請		災害-A		▶	▶		
DMAT（災害派遣医療チーム）、医療チームの受入れ		災害-B			▶	▶	▶
DPAT（災害派遣精神医療チーム）への派遣要請		災害-C				▶	▶
リハビリテーションの実施		災害-D					▶
メンタルケア		災害-D					▶

職員数	16人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			5人	6人	11人	15人	15人
麻酔、手術、心臓カテリ検査、血管造影検査、透視療法、人工呼吸器などの装着等、継続中の医療状況の確認及び対応		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶
外来受診患者の対応		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶
継続中の医療状況の確認及び対応		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶

#### ◆市立栗沢病院事務局

職員数	3人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			1人	1人	2人	3人	3人
入院・外来患者の安否確認及び診療提供能力の確認		災害-S	▶	▶	▶		
患者の安全な場所への避難（病院が被災した場合）		災害-S	▶	▶	▶		
患者受入体制の整備		災害-S	▶	▶	▶		
傷病者の受入れ（トリアージ、応急処置、搬送）		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
医師会・歯科医師会との連絡調整		災害-A		▶	▶		
地域、周辺の二次災害の有無等の被災状況確認		災害-A		▶	▶	▶	
ボランティアの受入れ		災害-B			▶	▶	▶
医療機器、衛生材料、薬品、食料、燃料等の確保		災害-B			▶	▶	▶
職員の労務管理		災害-B			▶	▶	▶
通常体制への復旧業務		災害-B			▶	▶	▶
物資の調達及び衛生環境の維持		災害-C				▶	▶
院内設備の保持		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶
外来受診患者の対応		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶
継続中の医療状況の確認及び対応		通常-S	▶	▶	▶	▶	▶

## 【議会事務局】

### ◆議会事務局

職員数	6人	優先 レベル	業務遂行時期及び参集人員（地震）				
			3時間 以内	1日以内	3日以内	2週間 以内	2週間 以降
業務			2人	2人	4人	6人	6人
傍聴者の避難誘導及び救助（本会議及び委員会開会中）		災害-S	▶				
議員の安否確認		災害-S	▶	▶	▶		
正副議長へ災害対応状況の情報提供		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
議員へ災害対応状況の情報提供		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
避難所運営協力など、他部への協力		災害-S	▶	▶	▶	▶	▶
議場及び委員会室並びに議員控室の被害状況の確認		災害-A		▶	▶		
議会図書室の被害状況の確認		災害-C				▶	
必要に応じ議会運営委員会、各派代表者会議、幹事長会議等の開催		通常-C				▶	▶
必要に応じ本会議、委員会、その他の会議の開催		通常-C				▶	▶
議員報酬及び費用弁償に関する事務		通常-D					▶
市議会議員共済会に関する事務		通常-D					▶

## 第9章 計画の実効性の確保

社会環境の変化や市の機構改革等による組織改編、並びに業務内容や必要な資源の変化に対応するため、次の場合において本計画の見直しを行い実効性の確保を図る。

- ①北海道の発表する地震の被害想定が更新されたとき
- ②地域防災計画の修正内容が業務継続計画に影響するとき
- ③事務事業の見直し、組織改編が業務継続計画に影響するとき
- ④災害対応や訓練等で明らかになった課題が業務継続計画に影響するとき

また、本計画の実効性を確保するために、各部は非常時優先業務における必要なマニュアルの整備及び定期的な訓練・研修を実施するほか、平常時からの関係機関・業者との連絡・協力体制の構築を図るとともに、円滑な各種行政システムの運用のために、点検・改善に取り組むものとする。

